



熊本県公報

号外第 19 号

平成 21 年 9 月 30 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
○熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (少子化対策課) 1
- 告 示
○県営住宅の名称、位置等…………… (住宅課) 1

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 21 年 9 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 29 号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県児童福祉法施行細則(昭和 43 年熊本県規則第 34 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(経過措置)

- 3 平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間の助産の実施に係る別表第 2 備考の項 7 (1) イの規定の適用については、同項 7 (1) イ中「350,000 円」とあるのは、「390,000 円」とする。

別表第 2 備考の項 7 (1) ア中「真にやむを得ない特別の理由があるときは D 階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合であっても差し支えない」を「D 階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合において真にやむを得ない特別の理由があるときは、この限りでない」に改め、同項 7 (1) イ中「できる額」の次に「病院、診療所、助産所その他の者が、医学的管理の下における出産について特定出産事故(健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条第 1 号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。)が発生した場合において当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(当該出生した者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払うための保険金が支払われる契約に限る。)を締結し、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じているときに、当該保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として保険者が定める額を除く。」を加える。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示 913 号の 2

熊本県営住宅条例(昭和 35 年熊本県条例第 11 号)第 2 条の 2 第 3 項の規定により、平成 21 年 10 月 1 日から供用開始する県営住宅の名称、位置等について、次のとおり告示する。

平成 21 年 9 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	県営月浦団地
位 置	水俣市月浦 888 番 1
建物の構造	中層耐火構造

専用床面積	72.8 平方メートル	
家 賃		
入居者の収入	本来の入居者の家賃	収入超過者の家賃

104,000円以下の場合	25,800円	
104,000円を超え 123,000円以下の場合	29,800円	
123,000円を超え 139,000円以下の場合	34,100円	
139,000円を超え 158,000円以下の場合	38,500円	
158,000円を超え 186,000円以下の場合	44,000円	53,500円
186,000円を超え 214,000円以下の場合	50,700円	61,000円
214,000円を超え 259,000円以下の場合	59,400円	75,600円
259,000円を超える場合	68,500円	91,900円
戸数	8戸	
間取り	3LDK	
部屋番号	101号、104号、108号、201号、204号、208号、 301号及び307号	
専用床面積	60.4平方メートル	
家賃		
入居者の収入	本来の入居者の家賃	収入超過者の家賃
104,000円以下の場合	21,400円	
104,000円を超え 123,000円以下の場合	24,700円	
123,000円を超え 139,000円以下の場合	28,300円	
139,000円を超え 158,000円以下の場合	31,900円	
158,000円を超え 186,000円以下の場合	36,500円	44,400円
186,000円を超え 214,000円以下の場合	42,100円	50,600円
214,000円を超え 259,000円以下の場合	49,300円	62,800円
259,000円を超える場合	56,800円	76,300円
戸数	9戸	
間取り	2LDK	
部屋番号	103号、105号、106号、203号、205号、206号、	

303号、304号及び305号		
専用床面積	54.4平方メートル	
家賃		
入居者の収入	本来の入居者の家賃	収入超過者の家賃
104,000円以下の場合	19,300円	
104,000円を超え 123,000円以下の場合	22,300円	
123,000円を超え 139,000円以下の場合	25,500円	
139,000円を超え 158,000円以下の場合	28,700円	
158,000円を超え 186,000円以下の場合	32,800円	39,900円
186,000円を超え 214,000円以下の場合	37,900円	45,600円
214,000円を超え 259,000円以下の場合	44,400円	56,500円
259,000円を超える場合	51,200円	68,700円
戸数	6戸	
間取り	2DK	
部屋番号	102号、107号、202号、207号、302号及び306号	
備考 入居者の収入とは、公営住宅法施行令（昭和26年政令240号）第1条第3号に規定する収入をいう。		